

【別紙様式3】

再評価実施事業調書

番号	3	事業名	街路事業		路線又は箇所名等		習志野都市計画道路 3・3・3号藤崎茜浜線		
事業所管課		道路整備課		事業主体		千葉県			
事業化年度	平成9年	用地着手年度	平成10年度	工事着手年度	平成25年度	再評価の理由	再々評価		
				工事終了(認可)年度	平成37年度				
費用便益比 B/C	1.2 (2.2)	総費用	152億円 (84億円)	総便益	175億円 (175億円)	基準年	平成30年	供用開始 年度	平成37年

※上段：全体事業 下段（ ）：残事業

【事業概要】

(目的)

本路線は、習志野市の内陸部と臨海部を南北に結ぶ都市計画道路であり、市の骨格をなす幹線道路である。

当該事業は、JR総武本線及び京成本線等との立体交差（跨線橋）を含むバイパスを整備するものであり、京成津田沼駅周辺に集中する通過交通の分散やボトルネック踏切からの交通を転換し、都市交通の円滑化を図るものである。

(規模)

- ・総事業費：150億円
- ・事業延長：L=635m
- ・事業期間：平成9年度～平成37年度

【事業の進捗状況】

平成30年度末の進捗率 事業費ベース 28% / 用地買収面積ベース 95%

【社会経済情勢等】

本路線西側に並行する市道（00-005号線）と京成本線との踏切（京成津田沼第1号）は、慢性的な渋滞が発生しており、国土交通省の行った踏切交通安全実態総点検においても、自動車と歩行者のボトルネック踏切に分類され、抜本対策の検討が必要とされている。

本路線東側に並行する市道（00-011号線）は、歩道の幅員が狭く歩行者と自転車がすれ違うこともままならない状態であり、路肩を通行している歩行者も見受けられる。

また、周辺の道路は通学路に指定されているが、歩道未設置の区間もあり通学時等の児童の安全性の確保が求められている。

【対応方針（案）】

継続

費用便益比（B/C）が1.2であり、費用対効果が見込まれる。整備効果として、周辺道路の渋滞の緩和、走行性の向上、緊急車両の移動時間短縮等の効果があると考えられる。また、歩道の設置による歩道利用者の安全性の向上等の効果が期待できることから、事業を継続し、効果の早期発現を目指す。

事業概要図

番号	3	事業名	街路事業	路線又は箇所名等	習志野都市計画道路 3・3・3号藤崎茜浜線
位置図				標準横断面図	<p>一般部</p> <p>橋梁部</p>
位置図				標準横断面図	<p>一般部</p> <p>橋梁部</p>

平面図



再々評価事業に関する調書

番 号	3	事 業 名	街路事業	路線又は箇所名等	習志野都市計画道路 3・3・3号藤崎茜浜線
事業化年度	平成 9 年度	用地着手年度	平成 10 年度	工事着手年度	平成 25 年度
【再々評価（H26 年度）の概要】					
再評価実施年度 （基準年）	平成 26 年度	供用開 始年度	平成 31 年度	対応方針	継続
B / C	2.3 (6.8)	総費用	78 億円 (26 億円)	総便益	179 億円 (179 億円)
<p>※上段：全体事業費 下段（）：残事業費 再評価時の委員会の意見及び当時の状況 ○継続することが妥当である。 当時の状況 進捗率は全体 53%（事業費）、用地取得面積 92% 跨線橋工事を進め、平成 31 年度に供用を目指す。</p>					
再評価時の進捗状況及び再評価時想定 of 5 年後の進捗状況					
	計 画	進捗状況	5 年後の想定進捗状況		
全体事業費	68.5 億円	38.7 億円 (56%)	68.5 億円 (100%)		
用地取得面積	14,170 m ²	13,028 m ² (92%)	14,170 m ² (100%)		
供用延長	635m	0m (0%)	635m (100%)		
【再々評価（H30 年度）の概要】					
再評価実施年度 （基準年）	平成 30 年度	供用開 始年度	平成 37 年度	対応方針	継続
B / C	1.2 (2.2)	総費用	150 億円 (82 億円)	総便益	175 億円 (175 億円)
<p>※上段：全体事業費 下段（）：残事業費 現在の進捗状況</p>					
	計 画	進捗状況 (H30 末)			
全体事業費	150 億円	42 億円 (28%)			
用地取得面積	15,261 m ²	14,422 m ² (95%)			
供用延長	0m	0m (0%)			
再評価後の 経過 及び 処理状況	<p>今年度において、上部工の安全対策等による増額や鉄道施設支障移転の追加による増額などにより、前回 69 億円の事業費から 150 億円の事業費へ増額となる。</p> <p>また、鉄道施設支障移転の追加による遅れなどにより、事業期間が平成 31 年度までから平成 37 年度までに工期の変更を行う。</p>				